

○桐生市ごみステーション設置及び管理に関する要綱

(令和3年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全と、安全かつ効率的にごみの収集作業を行うため、ごみステーションの設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置、移動及び廃止の申請)

第2条 ごみステーションを設置し、移動し、又は廃止しようとする者(以下、申請者)は、14日前までにごみステーション設置・移動申請書(様式第1号)又はごみステーション廃止申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(設置基準)

第3条 1つのごみステーションを設置する場合は、次の条件を満たすものとする。

- (1) ごみステーションは、おおむね20世帯で1か所を設置する。
- (2) 新たに集合住宅(アパート、マンション等)を建設する者又は住宅を分譲する者は、市と事前に協議し、原則として専用のごみステーションを設置するものとする。ただし、周辺にある既存のごみステーションを管理する自治会等と協議した結果、当該周辺にある既存のごみステーションの使用について承諾を得た場合はこの限りでない。

2 ごみステーションの設置場所は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 収集車両が通行可能な道路に面する場所で、収集車両の通り抜けや転回が容易であること。
- (2) 収集作業上、危険な場所でないこと。
- (3) 交差点の隅切りから5メートル以上離れていること。
- (4) 周囲の構造物等を損傷する危険がないこと。
- (5) 利用者や土地所有者等の承諾が得られていること。

3 ごみステーションの面積は、適宜必要な面積を確保するものとする。この場合において、面積の目安として、1世帯あたり0.2平方メートル以上とするが、地域の事情等やむを得ない場合は市と協議の上、面積を変更することができる。

4 前3項に規定する設置基準は、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(承諾)

第4条 申請者は、ごみステーションの設置及び移動について、近隣住民とトラブルのないように十分協議、調整し、前条第2項第5号に定めるところにより、次に掲げる者の承諾を得て、承諾書(様式第3号)を申請書に添付し、市長に提出しなければならない。ただし、申請者と土地の所有者が同一の場合は承諾書の提出を省略することができる。

- (1) ごみステーションを設置又は移動しようとする土地の所有者
- (2) ごみステーションを設置又は移動しようとする土地に隣接する土地の所有者

(紛争等)

第5条 ごみステーションの設置又は移動を行ったことにより、周辺住民等との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

(現地調査)

第6条 市は、必要に応じて申請者又は利用者等に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(位置の決定)

第7条 市は第2条の申請が適正なものと認めたときは、申請者に対して速やかに位置の決定及び利用開始日を連絡するものとする。

(利用者への周知)

第8条 申請者は、市から利用開始の連絡を受けたときは、利用者にもその旨を周知するものとする。

(維持管理)

第9条 利用者は、ごみステーションを利用するにあたり、市が定めるごみと再生資源の分類と出し方を守るとともに、ごみ飛散防止のためのネット等を設置するほか、清掃当番を定めるなどして、ごみステーションの清潔保持に努めなければならない。

2 申請者及び利用者は、ごみステーションに関して、この要綱に適合するように努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に設置されたごみステーションは、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

ごみステーション設置・移動申請書

[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

ごみステーション廃止申請書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

承諾書

[別紙参照]